

○ウェブサイトにおける標識の掲示義務

○本人確認書類にマイナンバーカードが追加となりました!

令和6年4月1日から施行される質屋営業法及び古物営業法の一部改正により、ウェブサイトにおける標識の掲示義務が追加され、本人確認書類として個人番号カード（マイナンバーカード）の提示を求めることができるようになります。

ウェブサイトにおける標識の掲示義務

4月1日から、質屋・古物商が自身で管理するウェブサイトに、標識を掲示していただく必要があります。

ただし、

- 常時使用する従業員（質屋営業・古物営業に従事しないその他の従業員も含まれます）の数が5人以下の場合
- 当該質屋・古物商が管理するウェブサイトを有していない場合は、掲示義務が免除されます。

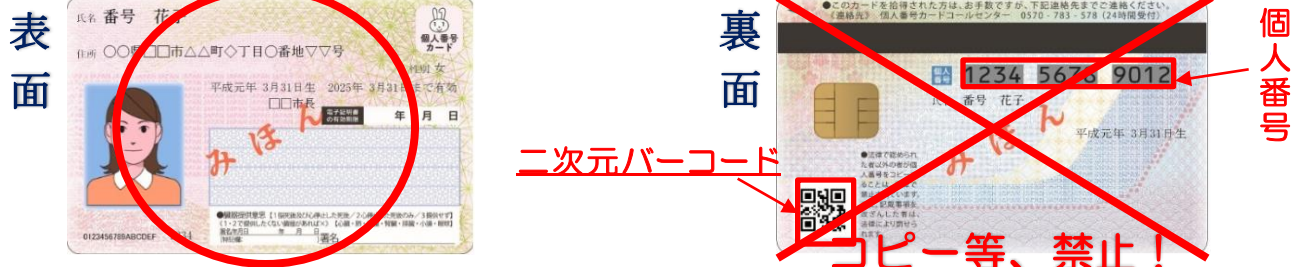
ウェブサイトへの掲示例

- トップページに標識を縮尺表示したものを表示
- 「標識はこちら」等と表示して、リンク先で標識データを表示 等
- ※ 質屋営業については、標識と併せて「氏名又は名称」も表示してください。

個人番号カード（マイナンバーカード）の取扱い

本人確認書類として、マイナンバーカードの提示を受けたときには、帳簿等にマイナンバーカード裏面に記載されている個人番号の書き取り、コピー等はしないようにお願いします。

本人確認事項の氏名、住所、生年月日、性別及び顔写真は、マイナンバーカードの表面に網羅されていますので、コピーする場合は、マイナンバーカードの表面のみをコピーするようにしてください。



「性別」及び「臓器提供意思表示欄」をコピーする際には、本人の同意を得てください。

個人番号（二次元バーコードを含む）の書き取り、コピー等を行った場合は、マイナンバー法に規定されている特定個人情報の収集制限に違反するおそれがあります。